

災害時における災害応急対策業務に関する協定締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料作成要領を交付しますので、技術資料を作成し提出願います。

技術資料を提出した者の中から要件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度(災害協定の有無)」の項目で加算評価されます。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務(防災訓練を除く)を行うと「地域貢献度(災害協定に基づく活動実績の有無)」の項目に加算評価されます。

平成28年6月15日

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所長
鹿角 豊

記

1. 協定の概要

- | | |
|---------|--|
| (1) 名 称 | 災害時における災害応急対策業務に関する協定 |
| (2) 目 的 | この協定は、地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合に、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所が管理または工事中の施設等(以下「所管施設」という。)において発生した災害に関する早期情報収集及び応急対策(以下「業務」という。)または所管施設についての除雪作業(以下「作業」という)に関し必要な事項を定め、双方が協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。 |
| (3) 内 容 | 協定書(案)及び協定締結区間は別冊のとおり |
| (4) 期 間 | 平成28年11月1日から平成31年10月31日まで |

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成27・28年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかに認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 埼玉県内に建設業法に基づく本店、支店、営業所又は拠点(資機材・人員等の基地)を有すること。
- (5) 平成13年4月1日以降に、埼玉県内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかの施工実績(2,500万円以上)を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

技術資料の提出については、技術資料作成要領3.による。

4. 協定締結者の選定に関する事項

協定締結者の選定については、技術資料作成要領5.による。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒331-9649 埼玉県さいたま市北区吉野町1-435

関東地方整備局 大宮国道事務所 管理第二課(担当:小野)

TEL 048-669-1208(管理第二課直通)

FAX 048-669-1226(管理第二課直通)

電子メール ktr-bousai-oomiya4@mlit.go.jp

(2) 技術資料作成要領の交付期間、場所及び方法

・交付期間 平成28年6月15日(水)から平成28年7月4日(月)まで。

・交付場所及び方法

大宮国道事務所HPからのダウンロードにより、資料一式(公募文・技術資料作成要領・様式)を入手すること。

※大宮国道事務所HPアドレス

<http://www.ktr.mlit.go.jp/oomiya/>

(3) 技術資料の受付期間並びに提出場所及び方法

・受付期間 平成28年6月15日(水)から平成28年7月4日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から18時00分まで。

・提出場所 上記(1)に同じ。

・提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、若しくは電子メール(電子メールの場合には着信を確認すること。)による。また、提出資料と合わせて入力データを電子媒体(CD-R等)で提出して下さい。なお、様式のダウンロードしたデータはエクセルファイル、図面等の添付資料はPDFファイルとします。

詳細は、技術資料作成要領による。

(4) 協定締結者への通知

・通知方法 協定締結者へは郵送により書面をもって通知する。

- ・選定通知 平成28年7月下旬（発送予定）
※7月25日の週を目途に通知予定

6. その他

- (1) 当事務所は、首都直下地震(震度6弱以上)が発生した場合、国道17号と新大宮BP～国道254号その他高速道路等を利用した北西方向から都心に向けたルートを、まずは通行可能かのパトロール、次に通行を可能にする、道路啓開を実施する責任事務所となっております。
協定を希望する者は、埼玉県内当該事務所管内はもとより、首都直下地震時には都内に向けた対応をして頂くことになる事をご理解の上、技術資料の提出をお願いします。

災害時における災害応急対策業務に関する協定締結の技術資料作成要領

災害時における災害応急対策業務に関する協定締結の希望者は、下記要領により技術資料を作成し提出願います。

技術資料を提出した者の中から要件を満たす者と協定を締結することとします。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度(災害協定の有無)」の項目で加算評価されます。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務(防災訓練を除く)を行うと「地域貢献度(災害協定に基づく活動実績の有無)」の項目で加算評価されます。

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所長
鹿 角 豊

記

1. 協定の概要

- | | |
|---------|--|
| (1) 名 称 | 災害時における災害応急対策業務に関する協定 |
| (2) 目 的 | この協定は、地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合に、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所が管理または工事中の施設等(以下「所管施設」という。)において発生した災害に関する早期情報収集及び応急対策(以下「業務」という。)または所管施設についての除雪作業(以下「作業」という)に関し必要な事項を定め、双方が協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。 |
| (3) 内 容 | 協定書(案)及び協定締結区間は別冊のとおり |
| (4) 期 間 | 平成28年11月1日から平成31年10月31日まで |

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成27・28年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかに認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 埼玉県内に建設業法に基づく本店、支店、営業所又は拠点(資機材・人員等の基地)を有す

ること。

- (5) 平成13年4月1日以降に、埼玉県内で元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかの施工実績(2,500万円以上)を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

(1) 技術資料の作成

作成する技術資料の内容は次表のとおりとし、記載内容を証明する資料として以下の書類を提出すること。

- ・次表1)の実績として記載した協定書又は契約書の写しを提出すること。
- ・次表2)の施工実績及び次表7)工事成績②優良工事表彰として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、契約者の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できること。
なお、上記契約書の写し等で施工実績の確認が困難な場合は、平面図や構造図等を添付すること。
- ・次表4)で記載した建設機械または資材の保管場所の位置を表示した地図を提出すること。(エクセル様式の別紙地図を利用)
- ・次表5)で参集時間を算出するために選定した参集場所の位置を表示した地図を提出すること。(エクセル様式の別紙地図を利用)
- ・次表6)災害時の基礎的事業継続力認定状況に係る認定証の写しを添付すること。
- ・次表7)工事成績②優良工事表彰として記載した工事に係る表彰状の写しを添付すること。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 災害応急復旧協定又は契約の締結状況	① 行政機関との間において、災害協定又は契約の締結状況を記載する。 ② 締結している場合(締結手続き中及び本案件も含む)は、協定又は契約の別、名称、機関名、有効期間を記載すること。なお、複数締結している場合は、締結している全てを記載するものとする。また、協力要請が重複した場合の各機関へ出動する優先順位を記載すること。 ③ 記載様式は様式-1とする。
2) 施工実績	① 平成13年4月1日以降に埼玉県内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかの施工実績(2,500万円以上)を1件記載する。 ② 施工実績(2,500万円以上)は、工事名、発注機関

	<p>名、施工場所、契約 金額、工期、受注形態等のほか、工事概要を記載する。</p> <p>③ 施工実績は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定する。</p> <p>④ 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。</p> <p>⑤ 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が元請けとして①の施工実績を有すること。</p> <p>⑥ 経常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。</p> <p>⑦ 記載様式は様式-2とする。</p>
3) 地域精通度	<p>① 埼玉県内にある本支店・営業所、拠点(資機材・人員等の基地)の所在地を記入すること。記載様式は表紙とする。</p> <p>② 応募区間(路線)と資材置場(自社、協力会社、リース会社含む)までの直線距離を記入すること。記載様式は様式-7とする。</p>
4) 災害時に使用する建設資機材の保有及び手配状況	<p>① 災害時に確保可能な建設資機材の保有及び備蓄数量を記載すること。</p> <p>② 建設機械の記載は、自社、協力会社及びリース会社で所有または手配することができる建設機械とする。ただし、所有または手配することができる建設機械については、災害時に必ず確保できることを条件とするので注意されたい。</p> <p>③ 建設機械ごとに名称、規格、数量、所有者(自社・協力会社・リース会社の別)、保管場所を記入すること。</p> <p>④ 資材の記載は、名称、規格、数量、所有者(自社・協力会社の別)、保管場所を記入すること。</p> <p>⑤ 記載様式は様式-4とする。</p>
5) 災害出動要請時の人員配置状況及び技術力	<p>① 災害出動要請時において、現場へ出動可能な人員配置状況を記載する。</p> <p>② 記載する対象は、自社、協力会社及びリース会社の技術者、作業員、オペレーターとする。</p> <p>③ 記載内容は、上記対象者ごとの出動可能人数及び各自の参集時間を記入する。また、技術者については、1級または2級土木施工管理技士及び技術士の資格保有者数を記入するものとする。</p> <p>なお、参集時間の算出は以下によること。</p> <p>【参集手段】 公共交通機関及び車利用は不可とし、徒歩または自転車による参集とする。</p> <p>【参集場所】</p>

	<p>対象者ごとに自社または協力会社の本店、支店、営業所等の勤務地及びリース会社を含む建設機械または資材の保管場所から選定するものとする。ただし、選定する参集場所は、参集後、車等による移動手段が可能である事を条件とするので注意されたい。</p> <p>【参集距離】 自宅から参集場所までを直線距離で算出する。</p> <p>【参集時間】 徒歩の場合は4km/h、自転車の場合は10km/hとする。</p> <p>④ 記載様式は様式-5とする。</p>
6) 災害時の基礎的事業継続力認定状況 「技術資料の提出期限日における、関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定の有無」	<p>① 建設会社における災害時の事業継続力認定の有無。</p> <p>② 記載様式は様式-6とする。</p> <p>③ 認定証の写しを必ず添付すること。</p> <p>④ 経常建設共同企業体にあつては全ての構成員について添付すること。</p>
7) 工事成績	<p>① 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事における平成26年1月1日から平成27年12月31日までの工事成績評定点の平均点。</p> <p>② 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事の当該工種工事(一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事)における平成26年度及び平成27年度に表彰を受けた優良工事表彰の有無。表彰状の写しを必ず添付すること。記載様式は様式-3とする。</p>
8) 協定締結区間の希望理由	<p>② 協定締結にあたっての実施希望区間を記載する。</p> <p>③ 載内容は、協定締結を希望する区間の路線番号、区間番号(別図参照)及び理由を記載するものとする。</p> <p>③ 希望区間は3箇所までとする。</p> <p>④ 記載様式は様式-7とする。</p>

(2) 技術資料の提出

- ① 技術資料は持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、若しくは電子メールによること。(電子メールの場合には不着の恐れがあるので、電話にて必ず着信を確認してください。)

- ・受付期間:平成28年6月15日(水)から平成28年7月4日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分までとする。
- ・受付期限:平成28年7月4日(月)18時00分までに必着とする。
- ・受付場所:関東地方整備局大宮国道事務所管理第二課(担当:小野)
〒331-9649 埼玉県さいたま市北区吉野町1-435
TEL 048-669-1208 (管理第二課直通)
電子メール ktr-bousai-oomiya4@mlit.go.jp

- ② 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること
(頁の例: 1/〇〇~〇〇/〇〇)。
- ③ 電子媒体(CD-R等)、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。
- 1) 申請書類のファイル形式は以下によること。
 - ・Microsoft Excel (Excel2010 形式以下のもの)(表紙、様式-1~7、地図)
 - ・PDF ファイル (上記以外)
 - 2) 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書印等があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼り付けること。

4. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査項目及び審査の着目点は以下のとおりとする。

審査項目	審査の着目点
1) 災害応急復旧協定又は契約の締結状況	① 協定または契約の締結状況については、協定または契約の締結合計数を審査することとし、締結数の少ないものを優位とする。 ② 協定または契約の締結機関から判断し、埼玉県内、埼玉県以外の順に優位とする。
2) 施工実績	① 平成13年4月1日以降に埼玉県内で元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のいずれかの施工実績(2,500万円以上)について、発注機関を審査することとし、次の優先順位に基づき優位とする。 1→国土交通省発注工事。 2→国土交通省以外の国、特殊法人等発注工事。 ※ここでいう「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関をいう。 3→地方公共団体発注工事。 ※ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)。 なお上記施工実績がない場合選定しない。
3) 地域精通度	① 埼玉県内に本支店・営業所または拠点(資機材・人員等の基地)がない場合は選定しない。 ② 応募区間(路線)と確保できる敷地面積150㎡以上の資材置き場(自社、協力会社、リース会社含む)までの直線距離。
4) 災害時に使用する建設資機材の保有及び手配状況	① 災害時に確保可能で道路啓開に必要な建設機械の保有及び手配数量(自社、協力会社及びリース会社含む)を審査することとし、建設機械の合計台数が多い場合優位とする。

	② 災害時に確保可能で道路啓開に必要となる建設資材の保有・備蓄量(自社及び協力会社)を審査することとし、その合計数量が多い場合優位とする。
5)災害出動要請時の人員配置状況	① 技術者、作業員、オペレーターの出動可能人数(自社、協力会社及びリース会社含む)を審査することとし、出動可能人数の合計人数が多い場合を優位とする。
6)災害出動要請時の技術力	① 災害時に出勤可能な技術者の、1級または2級土木施工管理技士及び技術士(※1)の資格保有技術者数を審査することとし、資格保有技術者数の合計人数が多いものを優位とする。
7)災害時の基礎的事業継続力認定状況 「技術資料の提出期限日における、関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定の有無」	① 建設会社における災害時の事業継続力認定が有る場合、優位とする。 ② 認定証の写しを必ず添付すること。添付がない場合は優位としない。 ③ 経常建設共同企業体にあつては全ての構成員について認定がある場合に限り優位とする。
8)工事成績	① 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事における平成26年1月1日から平成27年12月31日までの工事成績評定点の平均点を審査することとし、平均点の高いものを優位とする。 ② 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の当該工種工事(一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事)における平成26年度及び平成27年度に表彰を受けた優良工事表彰の回数が多いものを優位とする。 ・表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は優位としない。 ・経常建設共同企業体の場合にあつては、全ての構成員のうち最小の表彰回数で審査する。
9)協定締結区間の希望理由	① 協定締結区間の希望理由を参考のうえ協定締結区間を選定するものとする。 ② 1区間毎に選定した後に、未選定区間がある場合は、2区間目の選定を行うこととする。

※1 技術士とは、技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。)の資格を有する者とする。

5. 協定締結者の選定に関する事項

(1)協定締結者の選定方法

- ① 技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とする。なお、提出者が多数の場合は、総合

的に判断し、協定締結者を選定するものとする。

- ② 協定締結区間は、希望区間が重複する場合、審査項目の1)～9)を参考のうえ決定するものである。ただし、必ずしも希望区間とならない場合もある。
- ③ 協定締結希望者が予定する協定区間数に満たない場合は、予定する協定締結区間を変更、または、審査項目の3)地域精通度、4)災害時に使用する建設資機材の保有及び手配状況、並びに5)災害出動要請時の人員配置状況を勘案し、複数区間を担当してもらう場合もある。

(2) 協定締結者への通知

- ① 「災害時における災害応急対策業務に関する協定」の協定締結者として選定した者には、書面をもって大宮国道事務所長から通知する。
- ② 選定通知は、平成28年7月下旬の発送を予定する。

※7月25日の週を目途に通知予定

6. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由(非選定理由)を書面をもって大宮国道事務所長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に書面により、大宮国道事務所長に対して非選定理由の説明を求められることができる。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ・受付窓口: 関東地方整備局 大宮国道事務所 管理第二課(担当: 小野)
〒331-9649 埼玉県さいたま市北区吉野町1-435
TEL 048-669-1208(管理第二課直通)
 - ・受付時間: 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時15分から18時00分まで。
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) (2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

7. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 技術資料の作成において使用する言語は、日本語に限る。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、審査の対象としなるとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (4) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された技術資料は返却しない。
- (6) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (7) この技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、協定内容等の問い合わせには応じない。なお問い合わせ先及び問合せ期限は次のとおりとする。

・問い合わせ先: 〒331-9649 埼玉県さいたま市北区吉野町1-435
関東地方整備局大宮国道事務所管理第二課(担当: 小野)
TEL 048-669-1208(管理第二課直通)
FAX 048-669-1226(管理第二課直通)
電子メール ktr-bousai-oomiya4@mlit.go.jp

・問い合わせ期限：平成28年6月28日18時00分

8. その他

- (1) 提出された技術資料は、技術審査及び協定締結者選定以外に提出者に無断で使用しない。
ただし、当事務所と「災害時における災害応急対策業務に関する協定」を締結した会社が提出した様式-4(災害時に使用する建設資機材の保有及び手配状況)、様式-5(災害出動要請時の人員配置状況及び技術力)及び添付図の記載内容については、必要に応じて関東地方整備局並びに関係事務所に情報提供します。

災害時における災害応急対策業務等に関する協定書（案）

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長 鹿角 豊（以下「甲」という。）と〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、大宮国道事務所が管理又は工事する施設等（以下「所管施設」という。）の災害時における情報収集と災害応急対策等の業務（以下「災害業務」という。）及び降雪時における所管施設の除雪作業（以下「除雪作業」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨、大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害が発生した場合に、甲の所管施設に関する災害業務と除雪作業の実施に関し必要な事項を定め、甲と乙が協力して被害状況の早期把握に努めるとともに、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書において、「担当会社」とは、乙のうち、災害業務又は除雪作業について、第3条第1項で規定された担当区間において協定内容に基づく対応を行う者をいう。

2 この協定書において、「支援会社」とは、乙のうち、災害業務又は除雪作業について、第3条第2項で規定された支援範囲において、担当会社と協力し協定内容に基づく対応を行う者をいう。

（災害業務又は除雪作業の担当区間等）

第3条 災害業務又は除雪作業における担当会社の担当区間は、別途、甲から乙に対して通知する「災害時における災害応急対策業務等に関する協定の選定通知」に記載された「担当区間番号及び路線」（別紙-1、2のとおり）とする。

2 災害業務又は除雪作業における支援会社の担当範囲は、別途、甲から乙に対して通知する「災害時における災害応急対策業務等に関する協定の選定通知」に記載された「支援範囲」とする。なお、支援範囲には大宮国道事務所が行う道路啓開区間（都内北西方向等）を含む。

（協力要請）

第4条 甲は、所管施設に災害が発生し、又は、発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し、第1条で定める災害業務への協力を要請することができるものとする。また、災害業務を円滑に行うため、甲は乙に対し、甲の実施する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 甲は、所管施設に降雪による被害が発生し、又は、発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し、第1条で定める除雪作業への協力を要請することができるものとする。

（乙の責務）

第5条 乙は、本協定を履行するに当たり、誠実に履行することのほかに、災害業務又は除雪作業の実施に必要な労務及び建設資機材等の確保、協力

会社も含めた緊急時の連絡体制の確保及び応急復旧等に必要な技術の研鑽等に努めるものとする。

2 乙は、社内に連絡担当者を配置し、甲に対して、担当者名、連絡先（通常時及び緊急時）を書面で報告するものとする。なお、連絡担当者を複数名配置する場合は、あらかじめ優先順位を付すものとする。また、担当者変更の場合は、すみやかに報告するものとする。

3 乙は、甲からの出動要請に対し円滑な対応が行えるよう、職員及び協力会社へ協定内容の周知を速やかに行うとともに、協力会社も含めた教育訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めることとし、教育訓練計画及び教育訓練の実施状況を甲に対し書面で提出するものとする。

（災害業務の内容）

第6条 災害業務の内容は次のとおりとする。

①緊急点検（パトロール）

地震等で所管施設に災害が発生し、又は、発生の恐れがある場合における損壊箇所等の被災状況の把握と報告を行う。

②緊急措置

災害発生時に道路利用者の安全の確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等を設置したり、危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知するための案内板や標識等の設置及び誘導員の配置を行う。

③道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去、路面及び橋梁部の段差処理及び路上放置車両の移動等を行う。甲からの要請があった場合は、車両移動に先立ち、車両の運転者等へ移動命令を行う。車両移動・移動命令には「身分証明書、移動命令書」を携行する。乙自らが車両の移動を行うにあたっては、写真撮影し、別添移動記録に関する書類を作成し速やかに甲に提出し、報告するものとする。

④応急復旧

道路啓開後において、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を行う。

⑤その他

災害業務を実施するために必要な労務及び建設資機材等の提供と協力を行う。

（防災訓練の内容）

第7条 防災訓練の内容は次のとおりとする。

①災害発生時を想定した出動訓練

②緊急点検（パトロール）訓練

③甲乙間の情報連絡訓練

④その他、災害業務の実施に関して必要な訓練

（災害業務等の出動要請）

第8条 甲は、乙に対して第4条第1項に基づき災害業務又は防災訓練の実

施を要請する場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。

2 担当会社と甲間相互の通信連絡が不能で、担当会社が甲の所管施設に被害があることを把握している場合は、甲からの出動要請があったものとみなして、担当会社の判断で出動するものとする。

3 担当会社は、別に定める気象庁震度計（別紙一 2）において震度 6 弱以上の震度を観測した場合は、甲からの要請があったものとみなして、出動するものとする。

4 支援会社においては、甲の出動要請に基づき担当会社の支援に当たるものとする。

5 支援会社においては、第 19 条に基づき、東京 23 区内において震度 6 弱以上（首都直下地震）を観測した場合は、甲からの要請があったものとみなして、出動するものとする。なお、出動する支援会社、業務範囲、体制等は別途定める。

6 乙は、出動した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名及び連絡先を報告するものとする。また、災害業務の途中において現場担当者を変更する場合にも同様とする。

（災害業務の指示等）

第 9 条 災害業務の指示及び監督は、甲が指名する職員（以下「監督職員」という。）が行うものとする。ただし、前条第 2 項に規定するように甲の出動要請が困難な場合には、監督職員の指示を待たずに、乙の判断で必要な応急対策等を行うことができるものとする。

（災害業務の実施）

第 10 条 乙は、第 8 条第 1 項及び第 4 項に基づく災害業務の出動要請があった場合には、直ちに出勤し、監督職員の指示に従い、担当区間又は担当範囲において災害業務に着手するものとする。

2 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく災害業務に要した時間及び使用した建設資機材等を監督職員に書面により報告するものとする。

3 乙は、第 8 条第 2 項により出勤した場合に、監督職員との連絡が可能となった時点で電話等にて速やかにその実施内容等を監督職員に報告するものとする。

4 乙は、第 8 条第 3 項及び第 5 項により出勤した場合に、担当区間又は担当範囲の緊急点検（パトロール）を実施し、道路施設の被害の有無及び周辺被害の状況について、電話等にて監督職員に報告するものとする。

（除雪作業の内容）

第 11 条 甲が乙に対し要請を行う除雪作業は、所管施設のうちの車道及び歩道等の部分における除雪、排雪及び凍結防止剤の散布のほか、別途甲の要請に基づく作業とする。

（除雪作業の出動要請）

第 12 条 甲は、乙に対して第 4 条第 2 項に基づき除雪作業のための出動を要請する場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。

2 支援会社においては、甲の要請に基づき担当会社の支援に当たるものとする。

3 乙は、出勤した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名及び連絡

先を報告するものとする。また、除雪作業の途中において現場担当者を変更する場合にも同様とする。

(除雪作業の指示等)

第13条 除雪作業の指示及び監督は、甲が指名する職員（以下「監督職員」という。）が行うものとする。

(除雪作業の実施)

第14条 乙は、第12条に基づく出動の要請があった場合には、直ちに出勤し、監督職員の指示に従い、担当区間又は支援範囲において除雪作業に着手するものとする。

2 乙の現場責任者は、出動後遅滞なく除雪作業に要した時間及び使用した建設資機材等を監督職員に書面により報告するものとする。

(災害業務又は除雪作業の完了)

第15条 乙又は現場責任者は、災害業務又は除雪作業が完了したときは、書面又は電話等の方法により直ちに監督職員にその旨を報告するものとする。

(災害業務又は除雪作業の実施報告)

第16条 乙は、災害業務又は除雪作業を行ったときは、当該業務又は作業の開始時間と終了時間及び使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに監督職員に提出するものとする。

2 緊急点検（パトロール）については、所定の日報様式（ルート及び時刻、徒歩等で実施した場合はその旨を明記）で作成の上、監督職員に提出するものとする。

(建設資機材等の報告)

第17条 乙は、あらかじめ災害業務及び除雪作業に際して使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ建設資機材等保有数量状況報告により提出するものとし、提出時期は各四半期末時点とし、4月、7月、10月、1月末日までに報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変動が生じたとき、又は、甲が報告を求めたときは、速やかに書面により報告するものとする。

3 甲は、甲が所有し乙に貸与又は支給が可能な建設資機材等について、名称、規格、数量、所在地（引き渡し地）等の必要事項をあらかじめ書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第18条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に保有する建設資機材等を提供するものとする。

(災害業務及び除雪作業の特例)

第19条 甲は、乙に対して、災害等による被災の状況によっては、第6条及び第11条で規定する以外の災害業務及び除雪作業の内容並びに第3条で規定する担当会社の担当区間又は支援会社の担当範囲以外についても災害業務又は除雪作業を要請することができるものとする。

2 乙は大宮国道事務所管外を含め、甲が第3条に規定する担当区間外に出動を要請した場合は、特別な理由が無い限り、これに応ずるものとする。

3 乙は、甲以外の事務所（以下「丙」という。）及び丙の要請を受けた業者と現地で遭遇した場合は、連絡調整を図ると共に相互協力するものとする。

（災害対策用機械作業員の派遣依頼）

第20条 甲は、乙に対し災害上必要と認められる場合災害対策用機械（照明車等）の運搬、展開・操作補助を実施する災害対策用機械作業員の派遣を依頼することができるものとする。

（費用の見積）

第21条 乙は、災害業務又は除雪作業の完了後、当該業務又は作業に要した費用の見積書を甲に提出するものとする。

（契約の締結）

第22条 甲は、前条の規定に基づき乙から見積書が提出されたときは、遅滞なく乙と書面による契約を締結するものとする。

（費用の請求）

第23条 乙は、甲と契約を締結した後に、甲に対して、災害業務又は除雪作業に要した費用を書面により請求することができる。

（費用の支払）

第24条 甲は、前条の規定に基づき乙から災害業務又は除雪作業に要した費用の請求を受けたときは、内容を精査し、乙に対して遅滞なく費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第25条 災害業務又は除雪作業の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は、建設資機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後速やかにその状況を甲に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

（身分証明書の発行）

第26条 災害対策基本法に基づく「災害応急対策業務」及び「除雪作業」を行う場合は、乙は、甲が発行する「身分証明書」を携行するものとし、必要に応じてこれを提示するものとする。

（緊急通行車両）

第27条 本協定締結後、本協定に基づき乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前届け出するものとする。

（災害時優先電話）

第28条 本協定締結後、第5条2項で報告する連絡先となる電話（携帯電話を含む）のうち、「災害時優先電話」として登録可能なものについては、

契約している電気通信事業者（電話会社等）へ「災害時優先電話」の登録申請を行うものとし、登録完了後は、甲に対して書面で報告するものとする。なお、災害時優先電話の登録変更が必要な場合は、速やかに所要の手続きを行い、その旨甲に対して報告するものとする。

（協定の有効期限）

第29条 本協定の有効期限は、平成28年11月1日から平成31年10月31日までとする。

（協定の解約）

第30条 甲若しくは乙において、本協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができる。

2 甲は、乙において取引停止の事実や不渡りの情報、あるいは、会社更生法や民事再生法の申請等があった場合、若しくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、乙に対して、書面による通告をもって本協定を解除することができる。

（その他）

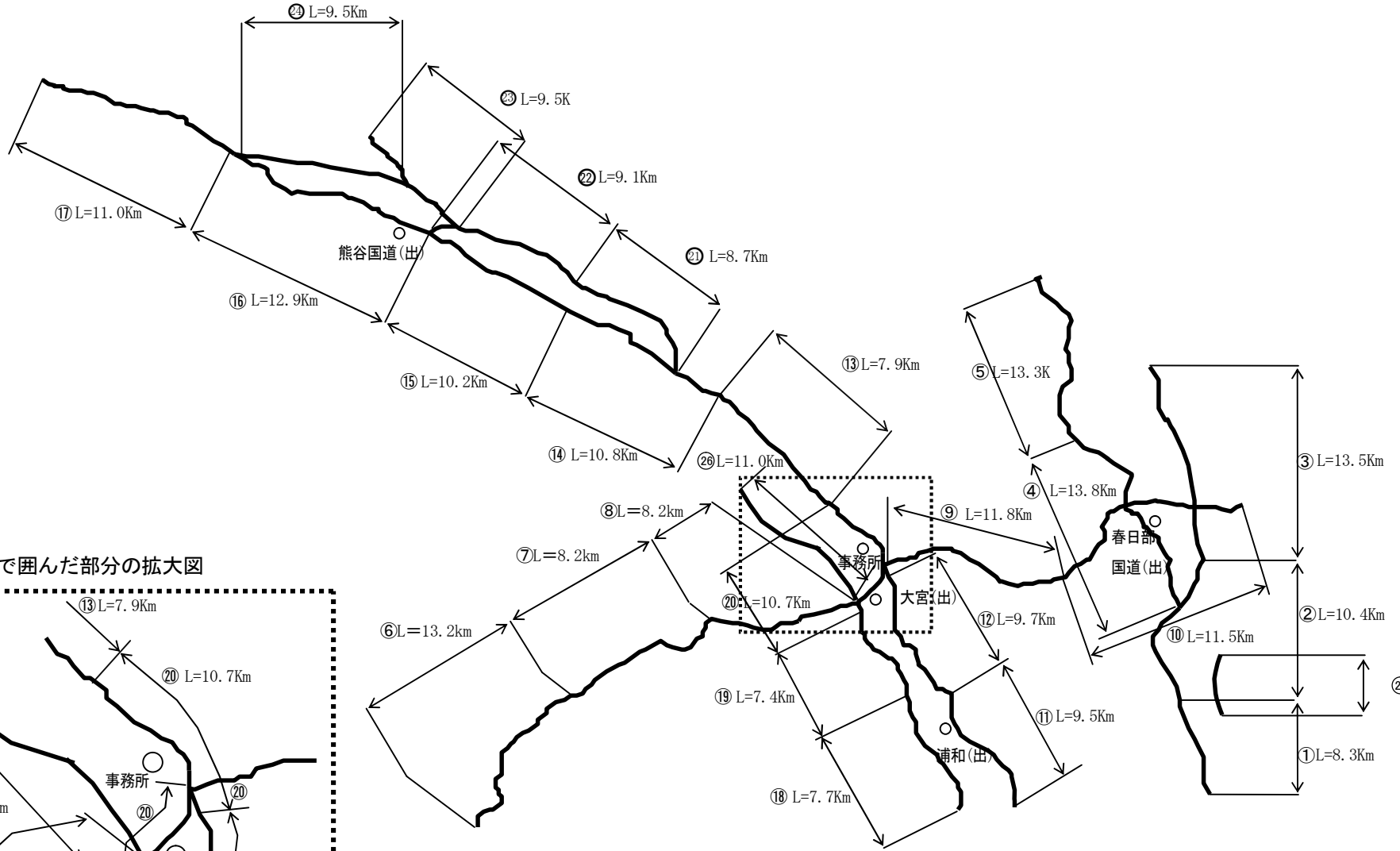
第31条 この協定に定めのない事項、又は、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

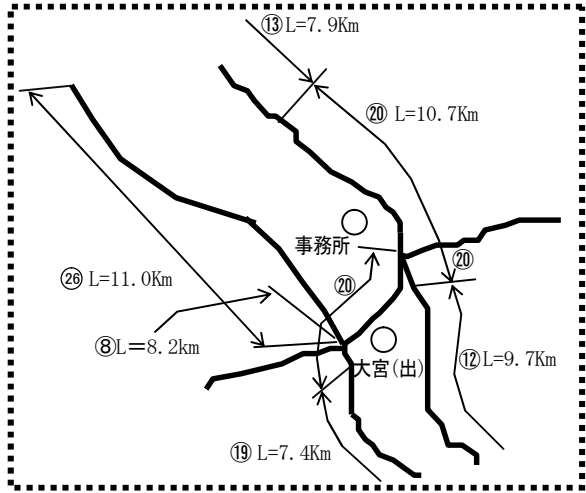
平成28年7月29日

（甲） 埼玉県さいたま市北区吉野町1-435
国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所長 鹿角豊印

（乙）（担当・支援会社）
〇〇県〇〇市〇〇〇〇-〇
〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇印



右図の破線で囲んだ部分の拡大図



災害時における災害応急対策業務に関する協定区間一覧

区間番号	路線	区間	距離標	延長	担当出張所	※1 震度対象地点	備考
1	4号	草加市谷塚町地先～ 越谷市七左町6丁目地先	14.543km～ 22.8km	8.3km	春日部	草加市、越谷市	
2	4号,新4号	越谷市七左町6丁目地先～ 春日部市水角地先	22.8km～ 33.3km	10.4km	春日部	越谷市、春日部市	BP分岐部含む
3	新4号	春日部市水角地先～ 幸手市上宇和田地先	33.3km～ 46.747km	13.5km	春日部	春日部市、杉戸町 幸手市	
4	4号	越谷市下間久里地先～ 北葛飾郡杉戸町杉戸2丁目地先	28.7km～ 42.5km	13.8km	春日部	越谷市、春日部市 杉戸町	
5	4号	北葛飾郡杉戸町杉戸2丁目地先～ 久喜市栗橋北2丁目(利根川南詰)地先	42.5km～ 55.8345km	13.3km	春日部	杉戸町、幸手市、久喜市(下早見、青葉、栗橋)	
6	16号	入間市二本木地先～ 狭山市下奥富地先	57.812km～ 71.0km	13.2km	大宮	入間市、狭山市	
7	16号	狭山市下奥富地先～ 川越市小仙波地先	71.0km～ 79.2km	8.2km	大宮	狭山市、川越市	
8	16号	川越市小仙波地先～ さいたま市西区宮前町地先	79.2km～ 87.4km	8.2km	大宮	川越市、さいたま市(西区指扇、北区宮原)、上尾市	
9	16号	さいたま市北区吉野町1丁目地先～ さいたま市と春日部市界	91.03km～ 102.809km	11.8km	大宮	さいたま市(北区宮原、見沼区堀崎、岩槻区本町)、上尾市	
10	16号	さいたま市と春日部市界～ 春日部市金野井(金野井橋西詰)地先	102.809km～ 114.2874km	11.5km	春日部	春日部市	
11	17号	板橋区舟渡(戸田橋南詰)地先～ さいたま市浦和区常盤9丁目地先	15.974km～ 25.5km	9.5km	浦和	板橋区(高島平、相生町)、戸田市、蕨市、さいたま市(中央区下落合、浦和区高砂、浦和区常盤、南区别所)	
12	17号	さいたま市浦和区常盤9丁目地先～ さいたま市北区宮原4丁目地先	25.5km～ 35.24km	9.7km	浦和	さいたま市(大宮区天沼町、中央区下落合、浦和区常盤、北区宮原、大宮区大門)	
13	17号	上尾市上地先～ 北本市と鴻巣市界	41.7km～ 49.6km	7.9km	大宮	上尾市、桶川市 北本市	
14	17号	北本市と鴻巣市界～ 行田市香里山地先	49.6km～ 60.445km	10.8km	熊谷	鴻巣市、行田市	
15	17号	行田市香里山地先～ 熊谷市久保島地先	60.445km～ 70.6km	10.2km	熊谷	行田市、熊谷市	
16	17号	熊谷市久保島地先～ 深谷市西田地先	70.6km～ 83.528km	12.9km	熊谷	熊谷市、深谷市	深谷BP含む
17	17号	深谷市西田地先～ 児玉郡上里町勸使河原地先	83.528km～ 94.5295km	11.0km	熊谷	深谷市(仲町、岡部、川本)、本庄市上里町	
18	17号(新大宮)	板橋区新河岸地先～ さいたま市桜区町谷3丁目	18.92km～ 26.6km	7.7km	浦和	板橋区(高島平、相生町)、和光市、戸田市、さいたま市(中央区下落合、浦和区高砂、浦和区常盤、桜区道場、南区别所)	
19	17号(新大宮)	さいたま市桜区町谷3丁目～ さいたま市西区三橋6丁目地先	26.6km～ 34.037km	7.4km	浦和	さいたま市(中央区下落合、浦和区常盤、西区指扇、大宮区大門、桜区道場)	
20	17号(新大宮)	さいたま市西区三橋6丁目地先～ さいたま市北区吉野町1丁目地先	34.037km～ 38.220km	4.2km			内 西区宮前町地先～北区吉野町1丁目地先L=3.1kmは国道16号と重複する。
	17号	さいたま市北区宮原4丁目地先～ 上尾市上地先	35.24km～ 41.7km	6.5km	大宮	さいたま市(西区指扇、北区宮原)、上尾市	合計10.7km
21	17号(熊谷)	鴻巣市箕田地先～ 行田市持田地先	54.2km～ 62.9km	8.7km	熊谷	鴻巣市、行田市	
22	17号(熊谷)	行田市持田地先～ 熊谷市久保島地先	62.9km～ 72.0km	9.1km	熊谷	行田市、熊谷市	深谷BP含む
23	17号(深谷)	熊谷市玉井地先～ 深谷市東方地先	70.6km～ 74.9km	4.3km		熊谷市、深谷市	
	17号(上武)	深谷市東方地先～ 深谷市高島地先	73.6km～ 78.771km	5.2km	熊谷		
24	17号(深谷)	深谷市東方地先～ 深谷市西田地先	74.9km～ 84.4km	9.5km	熊谷	深谷市	
25	4号(東埼玉道路)	八潮市八條(国道298号)地先～ 吉川市川藤地先	0.0km～ 5.7km	5.7km	春日部	八潮市、吉川市 草加市、越谷市	
26	17号(上尾道路)	さいたま市西区宮前町地先～ 北本市石戸宿		11.0km	大宮	さいたま市(西区指扇、北区宮原)、上尾市、北本市、桶川市	
27	4号,新4号,16号,17号,254号等	支援区間				東京都23区内	

※1 気象庁震度において震度6弱以上の震度を観測した場合、乙は甲からの要請があったものとみなし、早急に担当区間の緊急点検に出動